## 「中小企業経営者・必聴」〜金融機関との上手な付き合い方〜

## 金融円滑化法終了の影響とその対応策

主 催 下関商工会議所 経営安定特別相談室 共 済 中小企業問題検討委員会

金融機関が貸出条件の変更(弁済猶予等)などに応じる努力義務を課した"中小企業金融円滑化法"が、平成25年3月末で、時限立法の最終期限を迎えます。同法終了に伴う金融機関の考え方やその影響、また、それに対して中小企業経営者がとるべき対応策について、具体的事例を交えながら、わかりやすくご説明いたします。「事業継続のための経営改善への取り組み」・「金融機関との今後の関わり方」などにつき、改めて見直すために直前の情報を含め、是非ご参加くださいますようご案内旁々お願い申し上げます。

記

- ◇ 日 時 平成25年3月7日(木) 14:00~15:30
- ◇ 会 場 下関商工会館3階研修室(下関市南部町21-19)
- ◇ 講 師 オフィス夢実現 代表
  - 中小企業診断士 高橋 貞暢 氏 (タカハシ サダノブ)
- ◇ 内 容 ①「金融円滑化法」とは何か
  - ②「金融円滑化法」終了後はこうなる!
  - ③金融機関は、取引にあたってどこを見ているか
  - 4)金融機関から見放されないためになすべきこと
  - ⑤事例の紹介・質疑応答 ⑥個別相談

講師:昭和31年4月11日生まれ 昭和55年3月 慶応義塾大学 法学部 卒業 民間金融機関に31年間勤務後独立、平成23年6月 オフィス夢実現の代表に就任 (平成11年4月中小企業診断士の資格取得)。中国経済産業局が実施する中小企業ネットワーク 強化事業における支援機関サポートアドバイザーの委嘱を受けた他、開業維新ゼミナール講師 やまぐち総合ビジネスメッセの相談担当者などを務める。

- ◇ 定 員 40名 定員に達し次第締切とします。(参加できない方のみご連絡申し上げます)
- ◇受講料 無料
- ◇ 申込方法 受講申込書をFAXまたは郵送にて下記申込先までお送りください。
- ◇ 申込先・問い合わせ先

下関商工会議所 経営支援部 (田 中·中 谷) TEL222-3333 (〒750-8513 下関市南部町 21-19)

## セミナー (3/7) 受講申込書 FAX 083-222-4094

事業所名	住 所	〒 −
受講者名	TEL	
受講者名	FAX	

※ご記入いただいた情報は当日の出席者名簿・別セミナーの開催案内に利用させていただきます。